

岐阜県公報

号外 (三) 平成二十六年十二月二十五日

目 次

監査委員告示

定期監査の結果に関する報告の公表
財政的援助団体等監査の結果に関する報告の公表

(監 査 委 員)
(同)
八

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定により平成二十六年十一月に執行した定期監査の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十六年十二月二十五日

岐阜県監査委員	岩	花	正	樹
岐阜県監査委員	佐	藤	武	彦
岐阜県監査委員	鷗	飼	良	子
岐阜県監査委員	石	井	直	寛
岐阜県監査委員	藤			

第1 監査実施機関数

知 事 直 轄 総 務 部	監査実施機関数		監査結果件数			
	指摘あり	指摘あり	指摘事項	指摘事項	検討事項	
清流の国推進部	4	1	0	1	1	0
危機管理部						
環境生活部						
健康福祉部	3	0	1	1	0	1
						0

商工労働部	2	0	0	0	0	0	0	0	0
農政部	8	3	0	5	3	2	0	0	0
林政部									
県土整備部	4	3	0	5	5	0	0	0	0
都市建設部	2	0	0	0	0	0	0	0	0
振興興業局	2	1	0	1	1	0	0	0	0
教育委員会	22	4	12	20	6	14	0	0	0
警察本部	8	3	0	3	3	0	0	0	0
その他	2	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	57	15	13	36	19	17	0	0	0

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・ 指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 - ・ 指導事項 是正又は改善を求める事項
 - ・ 検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に対し是正若しくは改善を求める事項
- 監査実施機関数の「指摘あり」は、同時に指導がされた場合を含む。
「 」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

監査の結果、28機関において、19件の指摘事項、17件の指導事項が認められたので、監査対象機関に対し是正又は改善の措置を講じるよう求めた。

1 総務部 (4機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜県税務所	平成26年11月17日	中濃県税務所	平成26年11月13日
飛騨県税務所	平成26年11月10日	自動車税務所	平成26年11月7日

【監査の結果】
次のとおり指摘する事項があった。

機関名	区分	内容
自動車税務所	指摘	自動車税務所のガス管敷設工事に関して以下の事項が認められた。 当所では、給湯にLPガスを使用してきたが、平成24年度に配管からガス漏れが発生した。このため、ガス給湯器が使用不能となったことから、給湯機能を回復すべく検討を行った。当所は一般的な事務を行う事務所で、業務上で湯を使用しないことから、労働環境改善の観点から必要で十分な能力を持つ小型電気温水器の設置を考え、参考見積額149,100円を念頭に電子調達などを試みたが、納期が短かったため不調に終わった。 平成25年度になって、改めて給湯機能を回復しようとした際に、詳細に検討することなく、平成24年度的小型電気温水器設置工事からガス配管の原状復旧工事へ変更し、工事費1,476,541円を支出することとなった。 これらの経緯から、給湯機能を回復するに当たり、小型電気温水器を導入していれば、およそ10分分の1の費用で目的が達成された可能性が認められるので、予算の執行に当たっては事業の必要性や費用対効果について十分検討するなど、今後は適正に処理されたい。

2 健康福祉部 (3機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜地域福祉事務所	平成26年11月17日	動物愛護センター	平成26年11月26日
身体障害者更生相談所	平成26年11月7日		

【監査の結果】
次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
身体障害者更生相談所	指導	避難口誘導灯取替修繕に係る支出事務において、見積書が徴取されおらず支出負担行為の整理がされていなかったため、今後は適正に処理されたい。

3 商工労働部 (2機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
生活技術研究所	平成26年11月11日	木工芸術スクール	平成26年11月26日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。

4 農政部 (8機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
可茂農林事務所	平成26年11月5日	恵那農林事務所	平成26年11月6日
飛騨農林事務所	平成26年11月10日	畜産研究所	平成26年11月26日
中央家畜保健衛生所	平成26年11月26日	中濃家畜保健衛生所	平成26年11月26日
東濃家畜保健衛生所	平成26年11月26日	飛騨家畜保健衛生所	平成26年11月26日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
飛騨農林事務所	指摘	公務中の1件の毀損事故について、修繕料47,250円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
畜産研究所	指摘	家畜人工授精用凍結精液の売買代金に係る収入事務において、黒毛和種種雄牛区分として特別牛であ

る精液を、特別牛又は特選牛以外のものに該当する価格で配布したことにより、3件1,260円が収入不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

指導
施設看板取替え及び書換えに係る支出事務において、短期間に同一の債権者から複数に分けて調達していたものがあった。これを集約して発注すれば、より経済的に調達できた可能性が認められたので、今後は適正に処理されたい。

指導
公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として65,835円の費用負担が発生し、また、修繕料326,928円(うち相手方負担分228,849円)が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

指摘
公務中の1件の交通事故について、修繕料167,786円が支払われていたので、職員の交通事故防止について一層の徹底を図られたい。

5 県土整備部 (4機関)

実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜土木事務所	平成26年11月17日	大垣土木事務所	平成26年11月12日
都上土木事務所	平成26年11月13日	長良川上流河川開発工事事務所	平成26年11月13日

【監査の結果】

次のとおり指摘する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜土木事務所	指摘	主要地方道岐阜美山線の道路拡幅工事において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 県道拡幅部分の土地のうち3筆について、平成7年3月16日に土地売買契約を締結し、平成6年

		<p>度に用地補償費を支払っていたにもかかわらず、分掌及び所有権移転登記が完了していなかった(平成26年10月末現在)。なお、当該土地については、平成4年度及び平成23年度に登記に向けた丈量測量費用が支出されていた。</p> <p>2 県道拡幅工事を行った部分について、平成25年12月に工事完了後、一般車両等の通行を認めていたが、道路法に定める供用開始の公示及び図面の一般の縦覧を行っていない(平成26年10月末現在)。</p>
指摘	指摘	<p>公務中の1件の交通事故について、修繕料4,708円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らねばならない。</p>
大垣土木事務所	指摘	<p>一般県道大垣江南線の道路新設工事において、次の不適正な事項が認められたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p> <p>1 平成14年に県の道路新設工事に関し、交差する安八町道の改良工事を県が行うとする、安八町との工事の施工及び費用負担に関する協定書を書面により締結していたが、平成21年3月に協定書の期限が到来し失効していた。そのため、平成24年度の工事着手の際に、改めて安八町と協議し、費用負担等を明確にしてから工事に着手すべきところ、それを行わないまま工事に着手していた。</p> <p>2 上記町道の線形改良工事が平成26年3月に完了後、現地立会を行い、関係図書を引き渡したとしていたが、道路管理者である安八町に、管理を引き継いだことがわかる書面を作成しておらず、引き続きが行われたかどうか不明確であった。</p>
郡上土木事務所	指摘	<p>道路管理上の5件の事故について、損害賠償金として724,337円の費用負担が発生していたので、道路パトロールの強化等道路管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。</p>

6 都市建築部 (2機関)			
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜駅前周辺鉄道高架工事事務所	平成26年11月17日	岐阜・西濃建築事務所	平成26年11月12日
【監査の結果】 特に指摘及び指導する事項はなかった。			
7 振興局 (2機関)			
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
西濃振興局	平成26年11月12日	東濃振興局恵那事務所	平成26年11月6日
【監査の結果】 次のとおり指摘する事項があった。			
機 関 名	区 分	内 容	
東濃振興局恵那事務所	指摘	物品の管理事務において、テーブル用台車など12台(取得価格計380,697円)を亡失するなどしていたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。	
8 教育委員会 (22機関)			
実施機関名	実施年月日	実施機関名	実施年月日
岐阜教育事務所	平成26年11月26日	西濃教育事務所	平成26年11月26日
美濃教育事務所	平成26年11月26日	可茂教育事務所	平成26年11月26日
東濃教育事務所	平成26年11月26日	飛騨教育事務所	平成26年11月26日
図書館	平成26年11月5日	岐阜高等学校	平成26年11月26日

岐阜北高等学校	平成26年11月26日	長良高等学校	平成26年11月26日
岐山高等学校	平成26年11月26日	加納高等学校	平成26年11月26日
羽高北高等学校	平成26年11月26日	各務原高等学校	平成26年11月7日
各務原西高等学校	平成26年11月7日	岐阜各務野高等学校	平成26年11月7日
本巣松陽高等学校	平成26年11月26日	山県高等学校	平成26年11月26日
大垣養老高等学校	平成26年11月26日	斐太高等学校	平成26年11月11日
飛騨高山高等学校	平成26年11月11日	高山工業高等学校	平成26年11月11日

【監査の結果】

次のとおり指摘又は指導する事項があった。

機 関 名	区 分	内 容
岐阜教育事務所	指導	修学旅行引率指導に係る特殊勤務手当の支給事務において、特殊勤務実績簿の作成漏れにより、教育職員手当1件10,200円が支払不足となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
飛騨教育事務所	指摘	平成25年度の通勤手当の認定事務において、次の不適正な事項により、3件28,000円が過私となっていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。 1 平成25年9月15日に通勤経路を変更し、通勤手当を減額変更すべき事実が生じていたにもかかわらず、変更の通勤届が提出されていなかったため、平成25年度末まで誤った額の通勤手当が支給されていた。 2 通勤手当の支給に当たっては、支給額を増額変更すべき事実が生じた日から15日を経過して届出がなされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から手当を支給又は改定することとされている。 平成25年3月11日に支給額を増額変更すべき事

機 関 名	区 分	内 容
岐阜高等学校	指導	学校間総合ネットに係るネットワークの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 図書管理用パソコンシステムの更新により新たにネットワーク接続することとなったパソコンについて、接続申請前にネットワークに接続していた。 2 更新により処分することとなったパソコンについて、ネットワークからの切断届を提出していなかった。
図書館	指摘	図書館資料等運搬業務に係る支出事務において、契約の対象とされていないセキュリティサービスに要する経費（2件1,392円）を含めて支払がなされていたので、今後は適正に処理されたい。
	指摘	地下駐車場の管理上の1件の事故について、損害賠償金として119,270円の費用負担が発生し、また修繕料39,733円が支払われていたので、駐車場の管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。
	指摘	視聴覚資料の管理上の1件の事故について、次の不適正な事項が認められたので、視聴覚資料の管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められたい。 1 毀損した視聴覚資料（以下CDと言う。）の貸出し不可の措置を失念し、毀損したCDを貸し出したにもかかわらず、事情を知らない借受者に当該CDを破損したとして毀損届を提出させ、それに係る賠償金を当該借受者に請求し収納していた。 2 その後、毀損CDを使用したため当該借受者のCD再生機が破損していたことが判明し、その修繕等に対する損害賠償金として3,780円の費用負担が発生していた。

岐阜北高等学校	指導	学校間総合ネットワークの管理事務において、新たに購入した図書管理用パソコンシステムのパソコンを接続申請前にネットワークに接続していたので、今後は適正に処理されたい。			
長良高等学校	指導	学校間総合ネットワークの管理事務において、新たに購入した図書管理用パソコンシステムのパソコンを接続申請前にネットワークに接続していたので、今後は適正に処理されたい。			
加納高等学校	指導	学校間総合ネットワークの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 図書管理用パソコンシステムの更新により新たにネットワーク接続することとなったパソコンについて、接続申請前にネットワークに接続していた。 2 更新により利用停止することとなったパソコンについて、ネットワークからの切断届を提出していなかった。	本巣松陽高等学校	指導	学校間総合ネットワークの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 図書管理用パソコンシステムの更新により新たにネットワーク接続することとなったパソコンについて、接続申請前にネットワークに接続していた。 2 更新により処分することとなったパソコンについて、ネットワークからの切断届を提出していなかった。
各務原高等学校	指導	学校間総合ネットワークの管理事務において、新たに購入した図書管理用パソコンシステムのパソコンを接続申請前にネットワークに接続していたので、今後は適正に処理されたい。	山県高等学校	指導	学校間総合ネットワークの管理事務において、新たに購入した理科実験実習資料作成用及び校内LANアクセスマスのパソコン計2台を接続申請前にネットワークに接続していたので、今後は適正に処理されたい。
各務原西高等学校	指摘	非常勤講師等の源泉所得税及び復興特別所得税に係る支出事務において、納期限(平成25年7月10日)までの支払を遅延したことにより不納付加算税6,000円が支払われていたので、今後は適正に処理されたい。	大垣養老高等学校	指摘	物品の管理事務において、自動蒸留水製造装置など49件(取得価格計4,242,203円)を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努められたい。
岐阜各務原高等学校	指導	消耗品購入に係る支出事務において、短期間に同一の価格者から複数に分けて購入していたものがあった。これを集約して発注すれば、より経済的に調達できた可能性が認められたので、今後は経済性を考慮した調達に努められたい。	妻太高等学校	指導	学校間総合ネットワークの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 図書管理用パソコンシステムの更新により新たにネットワーク接続することとなったパソコンについて、接続申請前にネットワークに接続していた。 2 更新により処分することとなったパソコンについて、ネットワークからの切断届を提出していなかった。

第1 監査実施団体数

区分	監査実施団体数	団体監査結果件数			所管機関監査結果件数		
		指摘事項	指導事項	検討事項	指摘事項	指導事項	検討事項
出資・出捐団体	1	0	0	0	0	0	
補助金団体							
指定管理者							
合計	1	0	0	0	0	0	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 - ・指導事項 是正又は改善を求める事項
 - ・検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項
- 「J」は、監査未実施を示す。

第2 監査結果

- 1 出資・出捐団体 (1団体)

実施団体名	実施年月日
地方独立行政法人 岐阜県立下呂温泉 病院	平成26年11月19日

【監査の結果】

特に指摘及び指導する事項はなかった。